

工業用水道事業における
災害相互応援に関する基本的ルール

平成24年5月

社団法人 日本工業用水協会

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、工業用水道施設は大きな影響を受けましたが、被害を受けた事業関係者の懸命な復旧への努力と、関連する民間企業の積極的な協力、さらに他の事業体からの応援などにより、短期間で送水を再開できました。

現在5地域（関東、中部、近畿、中国、四国）において、地域内の相互の応援活動に関する協定はそれぞれ締結されておりますが、この様な協定が定められていない地域又はこの協定に参加していない工業用水道事業者もあります。

東日本大震災においては、東北地域には相互応援協定がなく、日本工業用水協会が被災した事業者に応援の必要性を確認するとともに、要請のあった宮城県に対し、愛知県、三重県、富山県、神戸市に依頼するとともに、応援派遣に際しては、経済産業省から応援事業者へ文書による派遣要請のご協力をいただき、応援活動が行われました。また、福島県では大口径管路の漏水補修材を富山県から貸与された事例がありました。

日本工業用水協会では、持続的かつ安定的に地域経済を支えることのできる工業用水道を目指し、今回の教訓を踏まえ、地震等の大規模な災害により被災した工業用水道事業が速やかに給水を回復できるよう、経済産業省と一体となって、被災していない他の工業用水道事業者が円滑に応援活動等を遂行できるよう、必要な基本的事項として「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール」を定めました。

工業用水道事業は我が国経済・産業において重要な役割を果たしております。経済産業省と一体となった、この「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール」が、工業用水道事業に係わる多くの方々に共有活用され、大規模災害における工業用水道の早期復旧の一助となることを期待します。

社団法人日本工業用水協会

目 次

1. 趣旨	1
2. 適用範囲	1
3. 応援要請・応援派遣等のあり方	4
4. 被災事業体の被害状況等の把握、情報提供のあり方	7
5. 経費の負担等のあり方	8
6. 応援体制・受入体制のあり方	11
7. 指揮命令体制のあり方	13
8. 平時における情報の収集・提供のあり方	13
9. その他	14
参考資料Ⅰ 協定・覚書の概要	15
参考資料Ⅱ 資機材等の記載例・様式	28

工業用水道事業における 災害相互応援に関する基本的ルール

1. 【趣旨】

この基本的ルールは、全国の工業用水道事業者が管理する工業用水道が、地震等の災害が発生し、被災した事業者（以下「被災事業体」という。）独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が速やかに給水を回復できるよう、被災していない他の工業用水道事業者（以下「応援事業体」という。）が行う応援活動等を円滑に遂行するため、必要な基本的事項について定めたものである。

2. 【適用範囲】

地震等の災害時には、各地域で取り交わされている協定や覚書の内容に沿って対応されるべきものが優先し、この基本的ルールに縛られるものではない。また、自治体同士、事業体同士で取り交わされている相互協定等がある場合にも、同様である。

(1) 制定の背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、25事業体44事業において被害が発生している。

日本工業用水協会では、3月20日の宮城県からの応援要請を受け、愛知県、三重県、富山県、神戸市に応援の依頼を行い、3月24日から現地で応援活動が行われた。応援派遣に際しては、経済産業省から各事業体に対し文書で応援派遣の要請がされ、速やかな派遣に結びついている。

また、4月7日に発生した大きな余震により、再び宮城県から応援要請があり、愛知県、三重県、神戸市から応援派遣がされている。

平成23年7月に開催された「工業用水道事業研究大会」（以下「事業研究大会」という。）においては、東日本大震災で被災した宮城県、福島県、茨城県から震災直後から応急復旧までの対応等の事例の紹介が行われ、広域にわたる災害時における応援・支援について、工業用水道事業者間で相互応援の基本的な事項に対するルール化の必要性が提起されている。

東北・関東の太平洋岸全域にわたる今回の東日本大震災に見られるように、広域的な自然災害においては、各経済産業局管内を超えた被害の発生が十分に考えられること、また、既存の協定や覚書に含まれていない工業用水道事業もあることから、全国的、広域的な地震等の災害への対応として、被災事業体への応援等の基本的ルールを定めたものである。

なお、「兵庫県南部地震（阪神・淡路大地震）」（震源地に近い神戸市、西宮市を中心に8事業（8事業体）で被害が発生した。）に関しては、「工業用水道施設の耐震性強化及び緊急時対応に関する検討報告書」（平成8年6月 日本工業用水協会）（以下「兵庫県南部地震報告書」という。）にとりまとめられている。この中で、ラ

ライフラインとしての工業用水道が社会、経済の維持・発展に果たす役割、地震時等における役割の重要性について以下のとおり示されている。

- ① 工業用水道は、産業の血液にたとえられるように、生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われている限り、一日たりとも断水することはできない。また、受水工場では市民生活に欠かすことのできない食料品、生活物資及び緊急に必要な復興資材等を生産しており、災害発生直後、これらの物資が大量に必要なことから、上下水道、電気、ガス等のライフラインと同様、遅れることなく迅速かつ的確に復旧する必要がある。
- ② 工業用水道は、ゴミ処理、下水処理のほか、ビル用水等に雑用水としても使われており、工業用水道の断水は市民生活にも多大な影響を及ぼす。
- ③ 工業用水道には、付帯的に、地方公共団体一般会計の負担による消火栓が取り付けられているものもあり、地震による火災等に対応するため地域防災計画に欠かせない重要施設である。
- ④ 従って、地震時でも全面的な断水のない工業用水道の構築を目指し、万一減断水を余儀なくされたとしても局所的な範囲にとどめ、迅速、的確な復旧を行う必要がある。

(2) 応援の事例

東北地方太平洋沖地震、兵庫県南部地震それぞれの巨大地震における工業用水道事業者が実施した応援の事例を以下に示す。

表 東北地方太平洋沖地震及び兵庫県南部地震における応援活動

区分	応援事業者名	支援を受けた事業者名	期間	延日	延人員	支援内容等	
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (H23.03.11) (本震) (H23.04.07) (余震)	愛知県企業庁	宮城県 企業局	3.23~3.28	13	4	断水となっている 管路の空気弁、制 水弁等の点検。漏 水箇所の修繕完了 後、管内への充水 作業 ①技術系職員2名 ②移動手段：作業用車両1台 ③工具等持参 ④衣服、食糧、現金等持参	
	三重県企業庁		3.23~3.28	14	4		
	神戸市水道局		3.23~3.28	13	4		
	富山県企業局		3.23~3.28	6	2		
兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) (H07.01.17)	兵庫県企業庁	神戸市 水道局	2.10~2.24	15	30	5班、車両1台	
	名古屋市水道		1.27~3.04	37	127		4班、車両1台
	東京都水道局		1.30~3.01	31	91		4班、車両1台
	横浜市水道局		2.07~3.02	24	28		
	千葉県企業庁	2.08~3.01	22	55	3班		
	大阪府水道部	1.26~2.24	30	68	総合調整、設計・積算		
	愛知県企業庁	1.28~2.24	28	81	通水確認、漏水調査 (1班、3名)		
	岡山県企業局	2.01~2.20	20	61	同上 (1班、3名)		
	静岡県企業局	2.04~2.20	17	38	設計・積算 (1班、3名)		
	三重県企業庁	2.04~2.24	21	44	同上 (1班、2名)		
	川崎市水道局	2.06~2.24	19	40	同上 (1班、2名)		
	滋賀県企業庁	2.10~2.20	11	26	同上 (1班、2名)		
	兵庫県企業局	2.06~2.24	19	31	総合調整、設計・積算		

東日本大震災において、宮城県で行われた応援活動概要を次に示す。（事業研究大会の資料から）

○作業内容

第1班 地震で断水となっている管路の空気弁、制水弁等の点検（3日）

漏水か所の修繕完了後、管内への充水作業（1日）

（他県からの技術職員派遣状況 合計7名）

三重県2名、富山県1名※、神戸市2名、愛知県2名

※ 富山県はほかに運転手1名を派遣

第2班 地震に伴い断水となっている管路の空気弁、制水弁等の点検及び交換（3日）

漏水か所の修繕完了後、管内への充水作業（2日）

（他県からの技術職員派遣状況 合計6名）

三重県2名、神戸市2名、愛知県2名

○宿泊地

第1班 黒田旅館（宮城県加美郡加美町字町屋敷）

（大崎広域水道事務所から車で10分）

風呂、食事（朝、夕食）、昼食は旅館がおにぎりを準備

第2班 La楽リゾートホテル（仙台市青葉区作並）

（工業用水道管理事務所から車で100分）

風呂、食事（朝、夕食）、昼食はホテルで弁当を準備

3. 【応援要請・応援派遣等のあり方】

3. 1 【応援要請の手順等】

①被災事業体のうち、各地域で災害時の相互応援協定を締結している事業体はその取り決めに従い、対応できなくなった場合は、各地方経済産業局へ既存の被災状況報告の情報伝達ルートを活用し応援要請を行う。災害相互応援協定を締結していない事業体も同様とする。

②応援要請を受けた経済産業局は、協会へ応援要請の調整を依頼する。

③調整依頼を受けた協会は、応援派遣可能な事業体と連絡等を行い、その結果を依頼のあった経済産業局、経済産業省産業施設課（以下「国」という。）及び被災事業体に報告・連絡する。

経済産業省産業施設課においては、応援事業体に対し、必要に応じ、応援派遣要請を文書で通知する。

④応援事業体においては、被災事業体と直接連絡をとり、必要な情報等を把握・確認し、できるだけ速やかに応援派遣を行う。

⑤協会においては、応援事業体と被災事業体の連絡状況を把握し、国に報告する。

3. 2 【応援活動完了報告】

応援事業体においては、活動完了に伴う報告を被災事業体、国に報告する。また、協会へは完了した旨を連絡する。

○応援要請・応援派遣の基本的な考え方

被災事業体が応援要請し、応援事業体が派遣を行うまでのそれぞれの役割は次のとおりとし、できるだけ速やかに応援派遣を行う。概要を下図に示す。

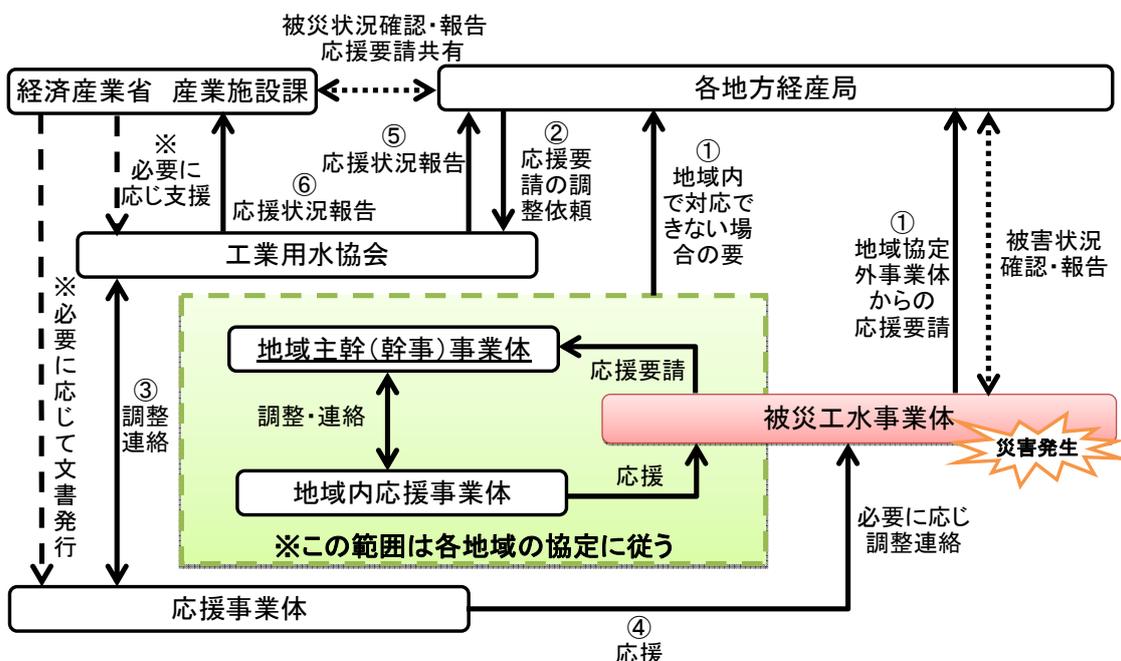


図 応援要請・応援派遣等の概要

1) それぞれの役割

ア) 被災事業体は、応援要請にあたって、次の事項について連絡することが望ましい。

- ①被災状況（把握できている状況）（次項の様式の項目によるのが望ましい）
- ②希望する人員（復旧に必要と考えられる大凡の人員）
- ③大凡の応援期間（〇〇日～〇〇日の〇〇日間） 等

イ) 協会は、応援要請を受けた内容をもとに、災害を受けていない事業体に対し、応援派遣の可能性等を連絡・確認し、その結果を国及び応援要請を受けた被災事業体に報告・連絡するとともに、応援事業体と被災事業体との連絡の内容等を把握・確認し国に報告する。

ウ) 国は、協会からの報告・結果をもとに、原則、応援事業体に対し速やかに応援派遣要請を文書で通知する。

エ) 応援事業体は、被災事業体と直接連絡をとり、必要な情報等を把握・確認し、できるだけ速やかに応援派遣を行うよう努める。

2) 連絡の方法等

被災事業体ができるだけ速やかに給水状態を回復できるよう、的確な情報収集及び連絡体制を整えることが極めて重要であり、緊急時に速やかに連絡できる体制整備が必要である。今回の東日本大震災においては、それぞれの担当者の緊急連絡先（携帯番号等）を相互に交換し、応援事業体派遣のための対応が速やかに行われた。以下の対応・対策を整えておくことが重要である。

工業用水道事業者は、発災時に固定電話等が利用不可能な場合が想定されることから、インターネット等あらゆる方法で、国又は協会に連絡する方法を確立しておくことが重要であるとともに、緊急時の連絡先等を平時から確認・更新に努める。

国及び協会は、緊急時の連絡先の確認・更新を平時から整備しておく。特に、協会においては、工業用水道事業者に対し、平時から緊急時の連絡先を通知するよう努める。

3) 要請書の取り交わしのあり方

被災事業体からの応援要請は、電話等によりその内容を確認し、応援事業体の派遣により実施に移されることとなるが、できるだけ速やかに文書による手続きを進めることが望ましい。その際発信する文書の内容は、次によるのが望ましく、用紙の大きさはできるだけA4縦型とすることにも配慮が必要である。

- ①応援を要する理由
- ②被災の状況
（被害発生地域、被災施設名、被災箇所数 等）
- ③応援の内容

ア) 要請する資機材等

〔品名、数量、搬入希望場所（交通経路を明示した地図の提示）〕 等

イ) 要請する人員（職員、施工業者） 等

[応援内容、人員、希望集合場所（交通経路を明示した地図の提示）]
等

応援内容の例

- ・ 空気弁、制水弁の点検及び取替
- ・ 漏水箇所の調査
- ・ 管内への充水、洗管
- ・ 設計・積算
- ・ その他 等

④ 応援の期間（〇〇日～〇〇日の〇〇日間）

⑤ 被災事業体の連絡先、担当者名等

⑥ その他

例えば、応援事業体の宿泊先、必要な車両、当面の携行物資 等

4) 応援派遣内容の取り交わしのあり方

応援事業体は、被災事業体からの要請内容を確認し、派遣する人員の氏名等、緊急時連絡先等を、電話等で被災事業体に通知するとともに、できるだけ速やかに文書により通知することが望ましい。その際発信する文書の内容は、次によるのが望ましく、用紙の大きさはできるだけA4縦型とすることにも配慮が必要である。

① 応援派遣する人員の職名、氏名、期間 等

② 応援派遣する事業体の緊急時等の連絡先、担当者氏名 等

③ 要請資機材等への対応（提供できる資機材の品名、数量 等）

④ その他被災事業体から要請のあった事項

なお、応援期間及びサービスに関して、応援事業体においては、期間は同一職員に対して1か月未満とし、サービスは公務出張とすることが望ましい。

5) 応援活動完了の取り交わしのあり方

応援事業体は、応援活動が完了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、以下に示す応援活動報告書に添付して、被災事業体に通知するとともに、国にできるだけ速やかに通知することが望ましい。また、協会へは完了した旨の連絡を入れるようにする。その際発信する文書の内容は、次によるのが望ましく、用紙の大きさはできるだけA4縦型とすることにも配慮が必要である。

① 応援事業体名

② 応援期間及び内容（応援活動を記録した内容を添付）

③ 連絡先（担当課名、担当者名、電話番号、FAX番号 等）

4. 【被災事業者の被害状況等の把握、情報提供のあり方】

- ①被災事業者は、応援要請の有無に係わらず、国に被害の状況等の情報について下記様式をもとに、逐次報告する。応援要請をする場合など国以外の機関に被害状況を報告する際も下記様式を使用する。
- ②収集された被害状況は、被害状況報告書の情報に基づき、出来るだけ速やかに関係者に情報の提供を行うとともに、被災事業者においては、発災直後からの被害情報を写真なども交えてホームページ上等で公表する。

(1) 被害状況の把握のあり方

被災事業者は、次に掲げる状況の場合は、被害の状況等の情報について下記様式(この様式は、国が災害時に状況報告を求めるものと同様の内容になっている。)をもとに、国に報告する。また、当該災害により応援要請をする場合は、協会や他の事業者にも報告するよう努める。報告にあたっては、できるだけ発災直後から復旧の各段階を踏まえたものとし、給水の原状回復まで続ける。

- ・ 震度5弱以上の地震を確認した場合
- ・ 地震以外の災害(風水害等)や漏水事故等が発生し、受水者の企業活動に影響を及ぼした場合、又はマスコミ(テレビ・地元紙を含む新聞)に取り上げられた場合

様式(案)

工業用水道施設被害状況報告書(第 報)

都道府県名		
1. 事業名		
2. 作成者氏名		
3. 連絡先	電話番号	
	FAX番号	
4. 日付、時間	月 日 時 分現在	
5. 要因(「○」)	・地震・台風・豪雪・その他()	
6. 状況(「○」)	・異常なし ・異常あり	
7. 異常有りの場合 (できるだけ具体的に記載。)	被害の場所	
	被害のあった施設	
	被害の状況	
	供給状況	
	ユーザーの状況	
	今後の予定	
	確認中状況	

(2) 被害状況の情報提供のあり方

国及び協会は、上記の被害状況報告書の情報に基づいた被害情報を整理し、それぞれで情報共有を図るとともに、整理したものは応援事業体はじめ工業用水道事業者に情報提供を行うよう努める。

被災事業体においては、被害の状況等の情報についてできるだけ発災直後から復旧の各段階を写真等で記録を残し、応援事業体はじめ国及び協会に情報提供を行うよう努める。

なお、写真等の情報については、工業用水道事業者の共有財産となるものと考えられることから、被災事業体は記録としてホームページ上にアップする等に情報を公表するよう努める。

5. 【経費の負担等のあり方】

- ① 応援に要した費用は、原則として被災事業体の負担とする。
- ② 負担の区分は「費用負担の区分」の表に示すものを参考とし、負担区分は応援事業体の判断を優先する。その際双方において「特別交付税措置」についても考慮する。
- ③ 応援職員（又は施工業者）が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。
- ④ 被災事業体が①の費用を支弁するいとまがない場合は、応援事業体は被災事業体からの要請に基づき、当該費用を一時立替え支弁する。
- ⑤ 応援事業体は、原則として立て替えて支弁した年度内に被災事業体に対してその経費を請求する。
- ⑥ 応援職員及び施工業者の派遣に要する経費については、応援事業体が定める規定により算定した旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- ⑦ 応援職員及び施工業者が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、職員の場合は公務災害補償請求手続きは応援事業体が行う。施工業者の場合は労働災害補償保険法の範囲内において補償を適用する。

○経費負担のあり方

応援に要した経費負担については、原則被災事業体の負担としている。これは、各地域の工業用水道事業者間で締結されている協定又は覚書（参考資料参照。）及び社団法人日本水道協会が定めている「地震等緊急時対応の手引き」（平成20年12月）（以下「緊急時対応の手引き」という。）を参考として定めたものである。

1) 応援経費の内訳事例

応援経費については、より具体的に定めている事例（「近畿2府4県の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書実施細則」より）を以下に示す。

○業者の派遣については、応援事業者の算出基準により算定した額

- 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- 機械器具類については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- 規定によりがたい経費については、関係者が協議して定める。

2) 公務災害補償請求手続きの事例

請求手続きのより具体的に定めている事例（「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」より）を以下に示す。

- 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行う。
- 応援事業者は、前項に規定する請求手続きを行った場合は、その結果を被災事業者に報告する。

3) 費用負担区分の例

緊急時対応の手引きから費用の負担区分の一例を次に示す。

表 費用の負担区分

	被災事業者の負担すべき費用	応援事業者の負担すべき費用
人件費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務手当、深夜勤務手当 ・ 特殊勤務手当 ・ 管理職員特別勤務手当 ・ 旅費（日当含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 ・ 地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費（ガソリン、軽油） ・ 修理費 ・ 賃借料 ・ 輸送費 	損料
滞在費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料費（弁当） ・ 宿泊費（仮設ハウス設置用、ホテル等宿泊費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携行する食料費 ・ 携行する寝袋、テント等 ・ 被服（防寒具・割当のない職員分・クリーニング代） ・ 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真代「工事確認用」 ・ 作業用消耗品 ・ 通信費 ・ トランシーバー、消火器、地図 ・ コピー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真代「記録・広報用」 ・ その他事務用品
補償関係費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の傷病に対する応急的な治療費 ・ 第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の災害補償費 ・ 「出張中の公務災害」 ・ 第三者に対する損害賠償金の負担「往復途上」

4) 特別交付税措置について

東日本大震災に伴い、宮城県からの要請で、愛知県、三重県、富山県及び神戸市から支援が行われている。支援に伴った経費の精算については、次のように対応が分かれた。

このことから、応援する事業体（自治体）、支援を受ける事業体（自治体）において、何れの方法（特別交付税措置による手続き、これらを適用しない手続き）による経費の精算を行うのか、復旧活動終了後できるだけ速やかに双方で合意しておくことが、事務負担の軽減にもなり重要である。

【対応の事例】

- ・ 応援事業体において特別交付税措置の適用を受け一般会計から企業会計へ繰入の措置が取られ、支援事業体への請求を行わなかった。
- ・ 経費〔超過勤務手当、旅費（宿泊費を含む）、燃料費、備用品費（地図）〕を支援事業体に請求した。
- ・ 応援事業体の企業会計で経費全額を精算し、支援事業体への請求は行わなかった。

【特別交付税措置関連】

平成 23 年 6 月 1 日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡

「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」（抜粋）

東日本大震災に係る災害復旧事業等については、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（平成 23 年 6 月 1 日付け総財公第 65 号総務副大臣通知）でお知らせしたところでありますが、その詳細及び地方財政措置の内容については下記のとおりですので、各地方公共団体におかれては、地方公営企業の実態に即しながら適切な運営を期するよう配慮願います。（後略）

記

- 第 1 災害復旧事業（略）
- 第 2 資金不足等に係る対応（略）
- 第 3 被災地域の応援等に要する経費

地方公営企業の会計と他会計との間では、事務の性質又は事業の責任の帰属等に応じ費用を分担することが適切であり、東日本大震災に係る被災地域の応援等に要する経費についても、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等について地方公営企業が応援等を行った場合には、それに要する経費を一般会計又は他の特別会計が適切に負担すべきものであること。
- (2) 被災した他の地方公共団体に対する企業職員の派遣、地方公営企業の物資の提供などの応援等に係る経費については、一般会計が公営企業会計に繰り出すことが適当であること。

また、災害により被災した都道府県又は市町村の要請等により行った被災団体の応援等に要した経費で公営企業会計に繰り出した額（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により災害救助費の対象とされる経費を除く。）については、所要の特別交付税措置を講じることとされていること。

6. 【応援体制・受入体制のあり方】

ア) 応援体制のあり方

- ① 応援事業体は、応援活動のため派遣する職員及び施工業者（以下「派遣人員」という。）に被災の状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させる。
- ② 派遣人員は、事業体名又は業者名及び被災応援である旨を記した腕章等を着用する。

イ) 受入体制のあり方

- ① 被災事業体は、派遣人員の宿舎、寝具、食事等の確保に努める。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができる。
- ② 被災事業体は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資機材置場等を確保し、これらを管理する。

(1) 応援体制の事例

東日本大震災において、愛知県が宮城県へ派遣するに当たり、携帯したものなどは、次に示すものとなっていた。また、この経験をもとに今後の災害対策に必要と考えられているものも次に示す。（それぞれ事業研究大会資料から）

○車両

第1班、第2班 作業車両 マツダボンゴ

○持参した工具等

(工具類)

水中ポンプ+発電機、ガソリタンク（灯油ポンプ含む）、バルブ開閉機（1.5m、2.0m）、マンホール開閉棒、シノ、玉押さえ棒、ウエス（玉洗用）、金バケツ、トラロープ、トルクレンチ、ハンマー、酸欠測定器、送風機、音聴棒、ドライバー・モンキー・ラチェット等工具、デジタルカメラ、懐中電灯、セーフティーコーン5個、パトライト（黄色）、チョーク（写真撮影時に番号を書く）、採水ビン、漏水探知器（1班のみ持参）、スコップ、ひしゃく、ピカ棒ライト（交通誘導用）、蛍光チョッキ、ビニール袋、ブルーシート

(服、食糧など)

カーナビ、スタッドレスタイヤ、作業服・カッパ（上下）、長靴、防寒服、ヘルメット、軍手、マスク、毛布、救急箱、薬、水、非常用食料（マジックライス、乾パン）、宮城県地図、携帯電話、現金（ガソリン代等）

- 今後の災害派遣に準備すべきもの
 - ・「愛知県 災害派遣」と書いたマグネットステッカー
各車両 側面2枚、ボンネット1枚 合計3枚
- 災害に備え日頃から整備しておくもの
 - ・他県への派遣に備え、各水道事務所にカーナビを配備する。
 - ・1/10000管路図、管路台帳及び管路の縦断図を時点修正し、他県からの応援に備える。
 - ・応急復旧資材の再点検
 - ・携行用具のリスト作成

(2) 受入体制のあり方の例

緊急時対応の手引きから、応援事業体の受入体制のあり方の例を示す。

- 応援事業体が使用する宿舎、給食、駐車場等の確保についてできる限り調査検討し、被災事業体の対応をもって対処し得ない場合は、一般行政部局と調整した上で、民間団体等と協定や承諾書等を取り交わしておく。
- 宿舎の確保
 - 昼等により一定の環境を確保する条件において、庁舎の会議室やホールといった執務室以外のスペースを宿舎として利用できないか検討する。
 - 駐車場の確保
 - ・浄水場、配水池等の空きスペースで、応急作業に支障とならないこと、夜間の出入りで付近住民に迷惑をかけないこと等を考慮して、複数の確保を検討する。
 - ・河川敷や海岸を緊急時の駐車場として使用することの可否について、関係機関と協議する。
 - 一般行政部局との調整
 - 都道府県の地域防災計画に基づく市町村の防災計画を策定・改定する際には、宿舎・駐車場の確保について、一般行政部局との協議調整を積極的に行う必要がある。
 - 民間企業等との協定や承諾書等
 - 宿舎・駐車場の確保について、協定や承諾書等を取り交わす民間企業等は、下記のもの等が考えられる。
 - ・宿舎の確保（全国旅館連合会、ホテル旅館組合、民宿組合 等）
 - ・給食の確保（食糧協同組合連合会、食品協同組合、食品会社 等）
 - ・駐車場の確保（鉄道用地、民間娯楽施設、個人 等）

7. 【指揮命令体制のあり方】

被災事業体は、応援事業体に対し、復旧措置の範囲を示し、その範囲内の復旧活動は、応援事業体の責任で行うことを原則とする。

○実施のあり方

兵庫県南部地震報告書では、指揮命令体制について、次の提案がされている。

・指揮命令体制

被災事業体は、支援事業体に対し、復旧作業の範囲を明確に示し、その範囲の復旧活動の実施は支援事業体側の責任で行うことを原則とする、また、復旧を迅速、有効に行うため作業現場へ被支援事業体の職員1名が同行することが望ましいが、困難な場合は、現場の実情に精通している退職職員を委託して活用すること等も考慮すべきと思われる。

事業研究大会の資料から、東日本大震災で被災を受けた宮城県、茨城県、千葉県などでは退職職員による復旧活動への支援・協力が大きな役割を果たしていることが報告されている。

8. 【平時における情報の収集・提供のあり方】

- ①工業用水道事業者は、物資及び資機材等の備蓄に努め、可能であればその備蓄情報を国及び協会に提供する。
- ②工業用水道事業者は、工業用水施設位置図（取水場、浄水場、ポンプ場、配水池、工事事務所、営業所等）、管路図、施設台帳等の資料を準備する。
- ③協会は、事業者等から提供された備蓄情報をデータベース化し、事業者間で共有できるようにする。

(1) 情報の収集のあり方

事業研究大会の資料から、東日本大震災で被災を受けた福島県では富山県から漏水補修材の貸与を受け、復旧活動を行った事例が報告されている。

発注後の納入に期間を要する資機材等については、各工業用水道事業者等が備蓄している資機材を、一時的に被災事業体へ貸与し、速やかな復旧を支える必要がある。そのため、国及び協会は、各工業用水道事業者等における資機材等の備蓄状況を把握し、その情報の共有に努める。

- ①備蓄情報の集約（各事業者等から備蓄情報を提供・集約し登録。提供は事業者の任意とする）
- ②備蓄資機材のデータベースの作成（全国の事業者がホームページで閲覧可能な形式とし、各事業者等は統一した様式で定期的に更新情報を提供する）
- ③備蓄情報の共有（データベースを介して備蓄情報を共有することで、どこにどの資機材が備蓄されているかを迅速に確認可能）

○備蓄資機材融通の基本的な考え方

工業用水道事業者等を対象として資機材の備蓄状況を集約し、閲覧可能なデータベースを作成することで災害発生時における資機材支援の円滑化を図ることとし、概要を下図に示す。

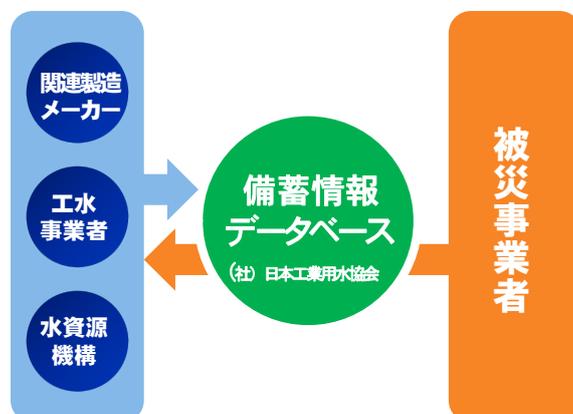


図 データベース化による備蓄資機材情報の共有

復旧活動に不可欠な補修資機材については、対応可能な事業者及び（独）水資源機構が、提供できる資機材に関する情報を協会に提供し、データベースを構築する。緊急時の資機材の融通が弾力的に行えるよう、全国の事業者がこのデータベースにアクセスすることが可能とし、必要とする事業者がそれを保有する事業者と直接連絡して融通の調整を行う。

また、工業用水道施設の特殊性から大型の資機材の確保が問題となるため、当該製品を製造する関連メーカーにも参加協力を仰ぐこととする。メーカーからは、製品在庫の状況が常に変化するため、製造している製品の型や種類などの情報を提供いただき、必要とする事業者が在庫状況を確認して、融通の要請を行う。

なお、受注生産品については、発注者の個人的な情報と成り得るので、生産状況や納入先などの情報については、メーカーと発注者の合意の上で提供可能となる。

(2) 施設位置図等の管理・更新のあり方

被災後出来るだけ早急な復旧が行えるよう、また、大規模災害等により支援を受ける場合などへの備えとして、平時から工業用水施設位置図、管路図、施設台帳等の最新情報を反映したものとし、整備しておくことが重要である。

9. 【その他】

- ①この基本的ルールにない事項及び何らかの疑義が生じた場合は、被災事業者、応援事業者双方で協議して解決する。
- ②その経過は、国又は協会のいずれかに報告する。
- ③その結果等によって基本的ルールの改正が必要と判断された場合は、速やかに協会から改正した基本的ルールを工業用水道事業者へ通知する。

【参考資料Ⅰ 協定・覚書の概要】

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内																										
協定書の名 称	関東地域における工業用水道災害相互応援 に関する協定書	東海四県及び名古屋市の工業用水道災害 相互応援に関する協定書	近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災 時等の相互応援に関する覚書	中国地域における工業用水道災害時等の相 互応援に関する協定書	四国4県における工業用水道災害時の相互 応援に関する協定																										
締結年月日	平成11年1月5日	平成9年2月28日	平成23年4月1日	平成23年1月31日	平成22年2月24日																										
施行年月日	平成11年1月5日（第13条）	平成9年3月1日（附則）	平成23年4月1日（附則）	平成23年2月1日（第16条①）	平成22年2月24日（第12条）																										
施行期間	-	-	-	第16条（施工期間） ②協定満了期日は平成23年3月31日。 満了期日3ヶ月前までに協定事業者から意 思表示がない場合は、期日満了の翌日よ り、協定期日を1年間延長。その後も同 様。	-																										
対象事業体 名	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉 県、東京都、横浜市、川崎市（1都5県2 市）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋 市（4県1市）	福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山 県、越前市、あわら市、大阪市、神戸市、 尼崎市、西宮市、伊丹市、高砂市、朝来 市、和歌山市、紀の川市、若狭町、福崎 町、大阪広域水道企業団（6県10市2町 1企業団）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口 県、鳥取市、米子市、福山市、呉市、大竹 市、岩国市、山陽小野田市（5県7市）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県（4県）																										
各条の概要	第1条（趣旨） 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉 県、東京都、横浜市及び川崎市の各工業 用水道事業者（協定事業者）が管理する工業 用水道が、地震等の大規模な災害で被災 し、被災した被災事業者（被災事業者）独 自では緊急の復旧措置が実施できない場合 に、被災事業者が他の協定事業者に要請す る応援活動等を円滑に遂行するため、必要 な事項について定める。	第1条（趣旨） 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古 屋市の工業用水道事業を行う事業者におい て、地震等の災害が発生し、被災事業者独 自では十分に応急措置等が実施できない場 合に、被災事業者が他の事業者に要請する 応急措置等を円滑に遂行するため、必要な 事項について定める。	近畿2府4県（福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。）内 において、地方公共団体が営む工業用水道 事業者（事業者）は、地震等による災害が 発生し、被災した事業者独自ではその対応 が困難な場合に、事業者間の相互応援を迅 速かつ円滑に実施するため、この覚書を締 結する。	第1条（趣旨） 中国地域の各工業用水道事業者（協定事業 者）が管理する工業用水道が地震等の大規 模な災害により被災し、当該被災をした協 定事業者（被災事業者）が独自では緊急の 復旧措置が実施できない場合において、被 災事業者からの要請により、他の協定事業 者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施す るために、必要な事項を定める。 第2条（協定事業者） 第1条に規定する協定事業者は下記のと おり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>徳島県</td><td>協定事業者</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>鳥取県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>鳥取市水道局</td></tr> <tr><td></td><td>米子市水道局</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>高知県企業局</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>岡山県企業局</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>広島県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>福山市上下水道局</td></tr> <tr><td></td><td>県市水道局</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>大竹市上下水道局</td></tr> <tr><td></td><td>山口県企業局</td></tr> <tr><td></td><td>岩国市水道局</td></tr> <tr><td></td><td>山陽小野田市水道局</td></tr> </table>	徳島県	協定事業者	鳥取県	鳥取県企業局		鳥取市水道局		米子市水道局	高知県	高知県企業局	香川県	岡山県企業局	広島県	広島県企業局		福山市上下水道局		県市水道局	山口県	大竹市上下水道局		山口県企業局		岩国市水道局		山陽小野田市水道局	第1条（趣旨） 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各工 業用水道事業者（協定事業者）が管理する 工業用水道が地震等の大規模な災害により 被災し、当該被災をした協定事業者（被災 事業者）独自では緊急の復旧措置が実施で きない場合において、当該被災事業者から の要請により他の協定事業者が行う応援活 動を迅速かつ円滑に実施するため必要な事 項を定める。
徳島県	協定事業者																														
鳥取県	鳥取県企業局																														
	鳥取市水道局																														
	米子市水道局																														
高知県	高知県企業局																														
香川県	岡山県企業局																														
広島県	広島県企業局																														
	福山市上下水道局																														
	県市水道局																														
山口県	大竹市上下水道局																														
	山口県企業局																														
	岩国市水道局																														
	山陽小野田市水道局																														
	第2条（定義） ①協定の対象となる「大規模な災害」と は、災害対策基本法第2条第1号に掲げら れる災害とし、かつ、同法第97条に規定 する「激甚災害」に相当する規模の災害。 ただし、被害全体の規模の程度にかかわら ず、工業用水道施設の被害の程度、状況に よっては対象とすることができる。 ②「応援活動」の範囲は、限度区として被 災施設の仮復旧（仮復旧せず、最初から本 復旧をする場合も含む。）、給水再開まで 及び被災事業者が要請する復旧業務。		第1条（趣旨）（実施細則） ②本覚書で対象とする「災害」とは、災害 対策基本法第2条第1号で規定する暴風、 豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象に より生ずる被害をいう。																												

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内																										
	<p>第3条（応援事業体） ①協定事業体の給水区域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合、被災を受けなかった協定事業体（応援事業体）は、応援活動を速やかに実施できる体制を執る。 ②応援事業体は、主たる応援事業体（応援主管事業体）を決定する。 ③応援主管事業体は、原則として第9条で定める幹事業体のうち、被災事業体との連絡の便等から幹事、副幹事いずれか一方が努める。他方は補佐。これによりがたい場合は応援事業体間で速やかに決定する。 ④応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行う。</p>	<p>第2条（応援事業体） ①応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制をとる。 ②応援事業体は、相互に連絡をとり、主たる応援事業体（応援主管事業体）を決定する。</p> <p>第2条（応援主管事業体）（実施細則） ①応援主管事業体は、原則として被災事業体の被災地に最も交通至便な近隣事業体とする。ただし、広範囲な災害の場合は、応援事業体間で速やかに協議した上で決定する。 ③応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行う。</p>	<p>第2条（代表事業者） ①応援を円滑に実施するため、各府県の区域を一つの圏域とし、各圏域を代表する事業者（代表事業者）を次表のとおり定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>代表事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>福井県営工業用水道事業者</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>滋賀県営工業用水道事業者</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>京都府営工業用水道事業者</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>大阪広域水道企業団工業用水道事業者</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>兵庫県営工業用水道事業者</td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>和歌山県営工業用水道事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>②代表事業者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）圏域内の事業者の被災状況及び応援要請への対応能力の把握 （２）応援に関する圏域内の事業者間の連絡調整 （３）応援に関する圏域間の連絡調整</p>	圏域	代表事業者	福井県	福井県営工業用水道事業者	滋賀県	滋賀県営工業用水道事業者	京都府	京都府営工業用水道事業者	大阪府	大阪広域水道企業団工業用水道事業者	兵庫県	兵庫県営工業用水道事業者	和歌山県	和歌山県営工業用水道事業者	<p>第3条（代表事業者） 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者（代表事業者）を下記のとおり定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>代表事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県</td> <td>鳥取県企業局</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>島根県企業局</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>岡山県企業局</td> </tr> <tr> <td>広島県</td> <td>広島県企業局</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>山口県企業局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条（応援体制） 協定事業者は、中国地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援活動を速やかに実施できる体制を整備する。</p>	圏域	代表事業者	鳥取県	鳥取県企業局	島根県	島根県企業局	岡山県	岡山県企業局	広島県	広島県企業局	山口県	山口県企業局	<p>第2条（応援体制の整備） 協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執る。</p>
圏域	代表事業者																														
福井県	福井県営工業用水道事業者																														
滋賀県	滋賀県営工業用水道事業者																														
京都府	京都府営工業用水道事業者																														
大阪府	大阪広域水道企業団工業用水道事業者																														
兵庫県	兵庫県営工業用水道事業者																														
和歌山県	和歌山県営工業用水道事業者																														
圏域	代表事業者																														
鳥取県	鳥取県企業局																														
島根県	島根県企業局																														
岡山県	岡山県企業局																														
広島県	広島県企業局																														
山口県	山口県企業局																														
			<p>第3条（応援主管圏域等） 応援活動を円滑に実施するため、応援を担当する応援主管圏域及び応援主管圏域を補佐する応援副主管圏域を次表のとおり定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>被災圏域</th> <th>応援主管圏域</th> <th>応援副主管圏域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都府</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>京都府</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>大阪府</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>兵庫県</td> <td>和歌山県</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>大阪府</td> <td>京都府</td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>大阪府</td> <td>兵庫県</td> </tr> </tbody> </table>	被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域	福井県	滋賀県	京都府	滋賀県	京都府	福井県	京都府	大阪府	福井県	大阪府	兵庫県	和歌山県	兵庫県	大阪府	京都府	和歌山県	大阪府	兵庫県							
被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域																													
福井県	滋賀県	京都府																													
滋賀県	京都府	福井県																													
京都府	大阪府	福井県																													
大阪府	兵庫県	和歌山県																													
兵庫県	大阪府	京都府																													
和歌山県	大阪府	兵庫県																													
	<p>第4条（応援の要請） ①被災事業体は、応援を受けようとするときは、別に定める事項を明らかにして、幹事業体又は連絡の取り得るいずれかの協定事業体に応援を要請。ただし、通信の途絶等により連絡が出来ない場合は、この限りではない。 ②要請を受けた幹事業体又は協定事業体は、直ちに他の協定事業体又は幹事業体に要請内容を連絡する。</p>	<p>第4条（応援の要請） 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請する。ただし、通信の途絶等により連絡が出来ない場合は、この限りでない。</p>	<p>第4条（圏域内への応援要請） ①応援を受けようとする事業者（被災事業者）は、圏域内の他の事業者に応援を要請することができる。 ②応援要請は、必要とする応援内容を明示して文書によりこれを行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、後日、文書を速やかに提出する。 ③第1項の規定により応援を要請した被災事業者は、代表事業者に応援の要請について通知する。</p>	<p>第5条（応援の要請等） ①被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、別に定めるところにより、代表事業者に応援を要請するものとする。 ②前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者（応援主管事業者）は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者（応援事業者）と協力して被災事業者に対する応援活動を実施する。</p>	<p>第3条（応援の要請等） ①被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより他の協定事業者に応援に関する調整を依頼する。 ②前項の規定による調整の依頼を受けた協定事業者は、他の協定事業者と調整し、応援を行う協定事業者（応援事業者）及び応援事業者のうちで主となるもの（応援主管事業者）を決定するものとする。この場合において、応援主管事業者は、当該調整の結果を応援事業者及び被災事業者に連絡する。 ③被災事業者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、応援主管事業者に対し、別に定めるところにより応援を要請する。 ④前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施する。</p>																										

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内
	<p>第5条（通信途絶等の場合の自主活動） ①通信途絶等により被災事業者から第4条の規定に基づく要請がない場合には、幹事事業者は、速やかに被災事業者に近接する協定事業者等と連絡をとり、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行う。 ②前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ、被災事業者との連絡が取れない場合には、応援事業者は国及び社団法人日本工業用水協会等と調整の上、自主的に応援活動を実施する。 ③前2項の応援活動は、被災事業者から第4条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。</p>	<p>第9条（通信途絶等による自主的活動）（実施細則） ①通信の途絶等により被災事業者から協定書4条の規定に基づく要請がない場合には、応援事業者は、速やかに相互に連絡をとり、被災事業者の被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行う。 ②応援事業者は、前項の情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災事業者と連絡ができない場合には、自主的に応援活動を実施する。 ③前2項の活動は、被災事業者から協定書第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。</p>			
			<p>第8条（緊急調査等） ①代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震、又は激甚な災害が発生した場合には、速やかに自己を含む圏域内の応援要請への対応能力について調査しなければならない。 ②代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震又は激甚な災害で通信が途絶し、被災事業者及び被災圏域の代表事業者と連絡がとれない場合には、速やかに被災事業者等に職員を派遣し、応援の実施に必要な情報を収集する。</p> <p>第11条（緊急調査の内容）（実施細則） 覚書第8条第1項の規定による応援要請への対応能力の調査事項は、次のとおり。 （1）応援従事可能職員 （2）資機材の備蓄状況</p>		
	<p>第6条（応援の内容） （1）応急の復旧作業にかかる必要な人員（職員、施工業者等）の派遣、資機材の提供 （2）その他被災事業者から要請のあった事項</p>	<p>第3条（応援の内容） （1）応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供 （2）その他被災事業者から要請のあった事項</p>	<p>第1条（応援の内容） （1）職員の派遣 （2）資機材の提供 （3）その他、被災した事業者から要請のあった事項</p>	<p>第6条（応援活動の内容） 緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。 （1）職員の派遣 （2）物資及び資機材の提供 （3）その他被災事業者から要請のあった事項</p>	<p>第4条（応援活動の内容） 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。 （1）物資及び資機材の提供 （2）職員の派遣 （3）その他特に被災事業者から要請のあった事項</p>

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内
	<p>第7条（経費の負担）</p> <p>①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。</p> <p>②応援事業者の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものは被災事業者が、また、被災事業者への往復の途中に生じたものについては当該職員の所属する応援事業者が賠償の責に任ずる。</p> <p>③被災事業者が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者は被災事業者からの要請に基づき、当該費用を一時立替え支弁する。</p> <p>④応援職員の派遣に要する経費の負担は、各応援事業者が定める規定により算出した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲とする。</p>	<p>第5条（経費の負担）</p> <p>①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。</p> <p>②応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業者が、また、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責めに任ずる。</p> <p>③被災事業者が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該費用を一時立替支弁する。</p> <p>④第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費は、被災事業者と応援事業者が協議して定める。</p> <p>第11条（経費の負担）（実施細則） 応援職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定める規定により算出した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲とする。</p>	<p>第7条（応援経費の負担）</p> <p>①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。</p> <p>②応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、被災事業者の負担とする。</p> <p>③応援職員が業務上、第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものは被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものは被災事業者が、賠償の責めに任ずる。</p> <p>④被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請のあった場合には、被災事業者は当該経費を一時立替え支弁する。</p> <p>第10条（応援経費の負担）（実施細則） 被災事業者は、覚書第7条第4項の規定により応援に要した経費を一時立替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被災事業者に請求することができる。 （1）職員の派遣については、被災事業者の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該職員の旅費及び諸手当に相当する額 （2）業者の派遣については、被災事業者の算出基準により算定した額 （3）物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額 （4）車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額 （5）機械器具類については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額 ②覚書第8条第2項の規定による職員派遣に要する経費は、被災事業者の負担。 ③覚書及び細則の規定によりがたい経費については、関係事業者が協議して定める。</p>	<p>第9条（経費の負担）</p> <p>①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。</p> <p>②被災事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては被災事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。</p> <p>③被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁する。</p> <p>④被災事業者の職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。</p> <p>第10条（経費の負担）（実施細則） 協定第9条第3項の規定により、被災事業者が応援に要した経費を一時立て替えて支弁した場合には、被災事業者は原則として当該年度内に被災事業者に対して当該経費を請求する</p>	<p>第7条（経費の負担）</p> <p>①応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。</p> <p>②被災事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては被災事業者が賠償の責に任ずる。</p> <p>③被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、被災事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁する。</p> <p>④被災事業者の職員の派遣に要する経費については、被災事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額の範囲内で定める。</p> <p>第10条（経費の負担）（実施細則） 協定第7条第3項の規定により、被災事業者が応援に要した経費を一時立て替えて支弁した場合には、被災事業者は原則として当該年度内に被災事業者に対して請求する。</p>
	<p>第8条（公務災害補償に関する請求手続） 被災事業者の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は、当該職員の所属する被災事業者が行う。 なお、災害の事実関係を明らかにした報告書、公務災害についての意見書等、請求に必要な書類の作成については被災事業者が協力する。</p>	<p>第12条（公務災害補償に関する請求手続）（実施細則） ①応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、被災事業者が行う。 ②被災事業者は、補償に関する請求手続を行った結果について、被災事業者に報告する。</p>		<p>第10条（公務災害補償に関する請求手続） ①被災事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、被災事業者が行う。 ②被災事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告する。</p>	<p>第8条（公務災害補償に関する請求手続） ①被災事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書に基づいて、被災事業者が行う。 ②被災事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果について、被災事業者に報告する。</p>

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内
	<p>第9条（幹事の選任）</p> <p>①被災事業者からの応援要請の受理及び次条に定める連絡会議を円滑に実施する等のため、協定事業者の中から幹事及び副幹事（幹事事業者）を互選により選任する。</p> <p>②幹事事業者の任期は2年。再選可。</p> <p>③幹事は、定期的に連絡会議を招集する。</p>		<p>第13条（幹事等の選任）</p> <p>①前条に規定する応援連絡会議を円滑に実施するため、事務局を担当する幹事及び副幹事（幹事等）を、代表事業者からそれぞれ1名ずつ選任する。</p> <p>②幹事等の任期は4年とし、再任を妨げない。</p> <p>③幹事は必要に応じ、応援連絡会議を招集することができる。</p>		
	<p>第10条（連絡会議の開催）</p> <p>次の各号に掲げる事項等を実施するため、幹事は、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催する。</p> <p>（1）第11条に定める情報交換</p> <p>（2）第12条に定める本協定以外の応援等の調整</p> <p>（3）相互支援に関する情報交換及び訓練、研修等の実施</p> <p>（4）その他</p>		<p>第12条（応援連絡会議の開催）</p> <p>相互応援に関する情報交換等を実施するために、応援連絡会議を開催する。</p> <p>第13条（応援連絡会議）（実施細則）</p> <p>①応援連絡会議には、必要に応じて、オブザーバーとして近畿経産局その他関係者の参加を求めることができる。</p> <p>②定例の応援連絡会議は、近畿ブロック工業用水道事業者会議に併せて開催する。</p>	<p>第12条（連絡会議の開催等）</p> <p>協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催する。</p> <p>第11条（連絡会議の開催等）（実施細則）</p> <p>協定第12条に規定する連絡会議においては、次の各号に掲げる事項等を実施する。</p> <p>（1）第9条第2項に規定する幹事事業者の選定</p> <p>（2）第12条に規定する訓練の事前調整等</p> <p>（3）相互応援に関する情報交換等</p> <p>（4）協定第15条に規定する疑義事項の協議</p> <p>第13条（訓練）</p> <p>協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努める。</p> <p>第12条（訓練）（実施細則）</p> <p>①協定第13条の規定による訓練の実施に当たっては、協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、第2条の規定に基づく応援の要請に関する演習を盛り込むよう努めるものとする。</p> <p>②前項の訓練については、第9条第2項の幹事事業者が事務局を務める</p>	<p>第10条（訓練）</p> <p>協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努める。</p> <p>第11条（訓練）（実施細則）</p> <p>①協定第10条の規定による訓練の実施に当たっては、協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、第2条の規定に基づく調整の依頼及び応援の要請に関する演習を盛り込むよう努める。</p> <p>②前項の訓練については、第9条第2項の幹事事業者が事務局を務める。</p>
	<p>第11条（情報の交換）</p> <p>協定事業者は、この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換する。</p>	<p>第6条（情報の交換）</p> <p>各事業者は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換する。</p>		<p>第8条（情報の交換）</p> <p>協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換する。</p>	<p>第6条（情報の交換）</p> <p>協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換する。</p>
			<p>第10条（資料の整理）</p> <p>事業者は、応援を円滑に実施するために必要な資料を整理しておく。</p>		

災害相互応援協定等の概要（協定・覚書）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内
	<p>第12条（他の地方への応援の調整等） 本協定とは別途に締結されている協定等の定めにより、又は協定事業体以外の他の工業用水道事業者等に対して応援を行う場合若しくは応援を要請する場合は、幹事は第10条に定める連絡会議を開いて協定事業体に諮った上、幹事事業体を代表として、国、社団法人日本工業用水協会等と連絡を取りながら応援の連絡・調整等を行う。</p>	<p>第14条（水道災害相互応援との連絡調整）（実施細則） 応援主管事業体は、東海四県の水道事業者間で締結されている「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」（覚書）による応援活動が同時に実施される場合には、双方の応援活動を円滑に進めるため、覚書に規定される応援主管県と連絡調整を行う。</p>	<p>第5条（圏域外への応援要請） ①被災事業者は、圏域外の事業者に応援を要請しようとする場合は、代表事業者と調整する。 ②圏域内の代表事業者は、前項に規定する調整により、圏域外からの応援が必要と判断した場合は、応援主管圏域の代表事業者に対し、応援の要請をする。 ③前条第2項の規定は、圏域外の事業者に応援を要請する場合について準用する。</p> <p>第6条（圏域外からの応援要請への対応） ①前条第2項の規定により応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災事業者被災圏域の代表事業者及び応援副主管圏域の代表事業者と調整の上、他の事業者に対して応援の要請をすることができる。 ②前条第2項の応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災圏域の代表事業者、応援副主管圏域の代表事業者、応援を行う事業者（応援事業者）、経済産業省近畿経済産業局（近畿経産局）、社団法人日本工業用水協会その他関係者と調整の上、被災事業者に対し、応援の内容を連絡する。</p> <p>第11条（関係機関等との連携） この覚書に基づく応援を実効あるものとするため、事業者は平素から近畿経産局その他防災関係機関及び部局と十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努める。</p> <p>第14条（水道災害相互応援との連絡調整）（実施細則） 事業者は、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等の応援活動が同時に実施される場合には、工業用水道事業者の応援活動が円滑に実施できるよう関係機関と連絡調整を行う。</p>	<p>第14条（他の協定との関係） この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。</p> <p>第11条（関係機関等との連携） この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努める。</p>	<p>第9条（関係機関等との調整） この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努める。</p>
			<p>第9条（物資等の携行） 応援事業者は、第4条及び第5条に規定する要請又は前条の規定により、被災事業者等に職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させる。</p>	<p>第7条（物資等の携行） 応援事業者は、被災事業者等に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させる。</p>	<p>第5条（物資等の携行） 応援事業者は、被災事業者等に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させる。</p>
	<p>第14条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定める。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定める。</p>	<p>第7条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定める。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定める。</p>	<p>第14条（その他） ①この覚書の実施に関し必要な細則事項は、別に協議して定める。 ②この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議する。</p>	<p>第15条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定める。</p>	<p>第11条（その他） ①この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。 ②この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定める。</p>

災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内
協定書の名称	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則	東海四県及び名古屋市の工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則	近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書実施細則	中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定実施細則	四国4県における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定実施細則
施行年月日	平成11年1月5日（第12条）	平成9年3月1日（附則）	平成23年4月1日（附則）	平成23年2月1日（第14条①）	平成22年2月24日（第13条）
施工期間	-	-	-	第14条（施工期間） ②実施細則満了期日は、平成23年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、実施細則期日を1年間延長し、その後も同様。	-
各条の概要	第1条（趣旨） 協定書の実施に関し、必要な事項を定める。	第1条（趣旨） 協定書の実施に関し、必要な事項を定める。	第1条（趣旨） ①覚書の実施に関し、必要な事項を定める。 ②災害の範囲（協定・覚書のとおり）	第1条（趣旨） 協定の実施に関し、必要な事項を定める。	第1条（趣旨） 協定の実施に関し、必要な事項を定める。
	第2条（応援主管事業者の業務） ①協定書第3条4項の規定に基づき応援主管事業者の業務は、次のとおり。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報把握 （2）応援内容の把握 （3）他の協定事業者への応援作業の仕分け （4）被災事業者への交通経路に係る情報収集 （5）国及び社団法人日本工業用水協会との連絡・調整 （6）協定事業者相互の連絡調整 （7）前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務 ②応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務一部の処理を求めることができる。	第2条（応援主管事業者） ①応援主管事業者決定方法（協定・覚書のとおり） ②協定書第2条第3項の規定に基づく応援主管事業者の業務は、次のとおり。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び状況把握 （2）応援要請の内容の把握 （3）他の応援事業者への応援要請内容の仕分け （4）被災事業者への交通経路に係る情報収集 （5）事業者相互の連絡調整 （6）前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務 ③応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部を求めることができる。	第2条（応援主管圏域の代表事業者の業務） ①覚書第3条に規定する応援主管圏域の代表事業者の業務は、次のとおり。 （ア）被災事業者、被災圏域の代表事業者及び応援副主管圏域の代表事業者との連絡調整 （イ）他の事業者に対するの応援要請 （ウ）被災圏域の代表事業者、応援副主管圏域の代表事業者及び応援事業者、近畿経産局、社団法人日本工業用水協会その他関係者との応援内容の調整 （エ）被災事業者への応援内容の連絡 （オ）前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務 ②応援主管圏域の代表事業者は、業務の遂行が困難な場合、応援副主管圏域の代表事業者又は他の代表事業者による業務の代行を要請することができる。	第4条（応援主管事業者の業務等） ①応援主管事業者は、被災事業者と連絡をとりながら、次に掲げる業務を実施する。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報の把握 （2）応援内容の把握 （3）他の応援事業者への応援活動の仕分け （4）応援活動を行う場所への交通経路に係る情報収集 （5）国及び社団法人日本工業用水協会との連絡及び調整 （6）協定事業者相互の連絡及び調整 （7）その他応援活動に関して必要な業務 ②応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部の実施を求め、分担する業務について応援計画を策定し、応援主管事業者に伝達するものとする。 ③応援主管事業者は、第1項の業務について応援計画を取りまとめ、被災事業者に伝達するものとする。	第4条（応援主管事業者の業務等） ①応援主管事業者は、被災事業者と連絡をとりながら、次に掲げる業務を実施する。 （1）被災事業者の被災等の情報収集及び情報把握 （2）応援内容の把握 （3）他の応援事業者への応援活動の仕分け （4）応援活動を行う場所への交通経路に係る情報収集 （5）国及び社団法人日本工業用水協会との連絡及び調整 （6）協定事業者相互の連絡調整 （7）その他応援活動に関して必要な業務 ②応援主管事業者は、他の応援事業者に対し、前項の業務の一部の処理を求め、分担する業務について応援計画を策定し、応援主管事業者に伝達するものとする。 ③（下記のとおり） ④（下記のとおり）
			第3条（被災圏域の代表事業者の業務代行） 被災圏域の代表事業者は、覚書第2条第2項及び第5条第2項の規定による業務の遂行が困難な場合、当該圏域の他の事業者又は応援主管圏域の代表事業者による業務の代行を要請することができる。		

災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内																																				
	<p>第3条（応援要請の手続）</p> <p>①被災事業者は、幹事事業者に対して電話又は電信等により応援の可否を照会し、応援の承諾が得られたときは、応援要請を行うものとする。ただし、連絡手段の状況によっては、他のいずれかの協定事業者に対して照会、要請等を行うことができる。この場合において、連絡を受けた協定事業者は、直ちに幹事事業者に取り次ぐ。</p> <p>②協定書第4条第1項に規定する別に定める内容は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援要請する資機材等に関する事項 (4) 応援要請する職員に関する事項 (5) 応援現場及び応援現場への経路 (6) 応援の期間 (7) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項 <p>③被災事業者は、応援主管事業者から応援を承諾する旨の連絡を受けた場合には、速やかに応援主管事業者に応援要請書（様式第1号）を送付する。</p>	<p>第3条（応援要請の手続）</p> <p>①被災事業者は、他のいずれかの事業者に対して、電話又は電信等により応援の可否を照会し、当該事業者が応援を承諾した場合には、応援要請を行う。</p> <p>②協定書第4条に規定する別に定める内容は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援要請する資機材等に関する事項 (4) 応援要請する職員に関する事項 (5) 応援基地及び応援基地への経路 (6) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項 <p>③被災事業者は、応援主管事業者から連絡を受けた場合には、速やかに応援主管事業者に応援要請書（様式第1号）を送付する。</p>	<p>第4条（応援要請の手続き）</p> <p>①応援要請は、必要とする応援内容を明示して文書（様式1）によりこれを行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により応援を要請し、後日、文書を速やかに提出する。</p> <p>②応援要請文書には次の項目について記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 応援を要請する理由 (2) 工業用水道施設の被災状況 (3) 応援要請内容（職員派遣、要請資機材等） (4) 現況交通網の状況（応援基地及び応援基地への経路） (5) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項 	<p>第2条（応援の要請等の手続）</p> <p>①被災事業者が協定第5条第1項の規定により、代表事業者に応援の要請を行う場合の代表事業者の順序は、下の表のとおりとする。上位の順位の代表事業者が被災し、対応が困難である場合は、次の順位の代表事業者に連絡を行う。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; font-size: small;"> <caption>「応援の要請等」</caption> <thead> <tr> <th>被災事業者</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> <th>第4順位</th> <th>第5順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県内事業 者</td> <td>高知県 企業局</td> <td>高知県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>広島県 企業局</td> <td>山口県 企業局</td> </tr> <tr> <td>高知県内事業 者</td> <td>高知県 企業局</td> <td>高知県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>山口県 企業局</td> </tr> <tr> <td>岡山県内事業 者</td> <td>高知県 企業局</td> <td>高知県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> </tr> <tr> <td>広島県内事業 者</td> <td>高知県 企業局</td> <td>高知県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> </tr> <tr> <td>山口県内事業 者</td> <td>高知県 企業局</td> <td>高知県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> <td>岡山県 企業局</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>（1）本表に示す事業者は、協定第3条に規定する「代表事業者」を充てる。</p> <p>（2）協定第5条第2項の規定に示すとおり、応援主管事業者は、速やかに各圏域の代表事業者に対して、応援活動に係る連絡及び調整を行うものとする。また、連絡を受けた各圏域の代表事業者は、自圏域内の他の応援事業者に対して、応援活動に係る連絡及び調整を行う。</p> <p>※応援要請に係るフローチャートを【別表1】に定める。</p> <p>（3）被災事業者が、第1順位の事業者の場合は、第2順位の事業者に応援要請を行う。</p> <p>（4）被災地域が広域で、上記による応援の要請等の手続が困難な場合は、連絡がとれた応援事業者と応援活動に係る連絡及び調整を行う。</p> <p>②協定第5条第1項の規定による応援の要請は、応援要請書（様式第1号）により行う。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により応援の要請を行い、後日応援要請書を速やかに提出するものとする。</p> <p>③被災事業者は、第1項の応援の要請を行う際には、次に掲げる事項を明らかにして行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項 (4) 応援を要請する人員に関する事項 (5) 応援現場及びその経路 (6) 応援の期間 (7) その他応援活動に関して必要な事項 	被災事業者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	高知県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	広島県 企業局	山口県 企業局	高知県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	山口県 企業局	岡山県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	広島県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	山口県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	<p>第2条（応援の要請等の手続）</p> <p>①被災事業者が協定第3条第1項の規定により協定事業者に応援に関する調整の依頼を行う場合の当該協定事業者の順序は、別表のとおりとする。</p> <p>②協定第3条第3項の規定による応援の要請は、応援要請書（様式第1号）を提出して行うものとする。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により応援の要請を行い、後日応援要請書を速やかに提出するものとする。</p> <p>③被災事業者は、第1項の調整の依頼及び前項の応援の要請を行う際には、次に掲げる事項を明らかにして行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災の状況に関する事項 (2) 応援の内容に関する事項 (3) 応援を要請する資機材等に関する事項 (4) 応援を要請する人員に関する事項 (5) 応援現場及びその経路 (6) 応援の期間 (7) その他応援活動に関して必要な事項
被災事業者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位																																				
高知県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	広島県 企業局	山口県 企業局																																				
高知県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	山口県 企業局																																				
岡山県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局																																				
広島県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局																																				
山口県内事業 者	高知県 企業局	高知県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局	岡山県 企業局																																				

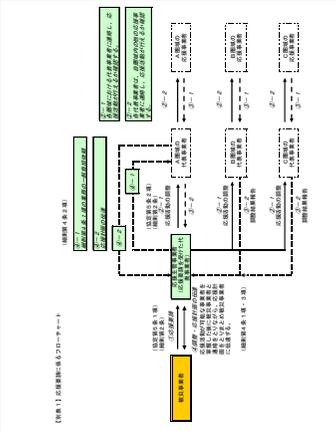
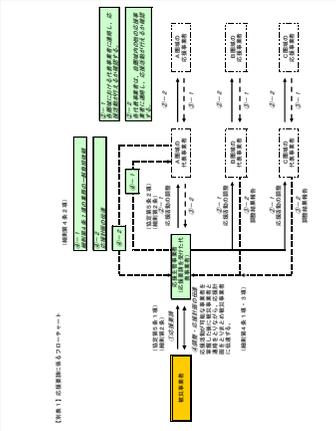
災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内
	<p>第4条（応援実施の手続）</p> <p>①前条第1項の規定により応援要請を受けた幹事事業体は、要請事項の確認後、その応援要請を他の協定事業体、国及び社団法人日本工業用水協会に連絡するとともに、速やかに協定書第3条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定する。</p> <p>②応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第1項に規定する業務を実施する。</p> <p>③応援事業体は、分担する作業について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達する。</p> <p>④応援主管事業体は、前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達する。</p>	<p>第4条（応援実施の手続き）</p> <p>①前条第1項の規定により応援要請を受けた事業体は、要請事項の確認後、速やかに協定書第2条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定する。</p> <p>②応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第2項の規定に基づく業務を実施する。</p> <p>③応援事業体は、分担する要請事項について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達する。</p> <p>④応援主管事業体は前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達する。</p>	<p>第5条（応援実施の手続）</p> <p>①応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、関係者と調整の上、被災事業者に対して、応援計画の内容を文書（様式2）により連絡する。</p> <p>②応援計画文書には職員派遣、応援資機材等の応援内容を記載する。</p>	<p>第4条（応援主管事業者の業務等）</p> <p>②のとおり。</p> <p>③のとおり。</p> <p>第2条（応援の要請等の手続）</p> <p>①（1）、（2）のとおり。</p>	<p>第4条（応援主管事業者の業務等）</p> <p>③応援事業者は、分担する業務について応援計画を立て、応援主管事業者に伝達する。</p> <p>④応援主管事業者は、前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達する。</p>
	<p>第5条（応援の終了報告）</p> <p>①応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付する。</p> <p>②応援主管事業体は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業体に送付する。</p>	<p>第5条（応援終了報告）</p> <p>①応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付する。</p> <p>②応援主管事業体は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業体に送付する。</p>	<p>第6条（応援終了報告）</p> <p>①応援活動は、被災事業者と応援事業者が協議して終了する。</p> <p>②応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を書類にして、応援主管圏域の代表事業者に報告する。</p> <p>③応援主管圏域の代表事業者は、その書類を応援終了報告書（様式3）に添付し、被災事業者に提出する。</p> <p>④応援事業者は、自圏域内の応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を書類にして応援終了報告書に添付し、被災事業者に提出する。なお、その旨、自圏域の代表事業者に報告する。</p>	<p>第8条（応援の終了報告）</p> <p>①応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を取りまとめた書類を作成し、応援主管事業者に送付する。</p> <p>②応援主管事業者は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業者に送付する。</p>	<p>第8条（応援の終了報告）</p> <p>①応援事業者は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業者に送付する。</p> <p>②応援主管事業者は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業者に送付する。</p>
	<p>第6条（応援の体制）</p> <p>①応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要なものを携行する。</p> <p>②応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した事業体名腕章等を着用する。</p>	<p>第6条（応援の体制）</p> <p>①応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させる。</p> <p>②応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した事業体名入りの腕章を明示着用する。</p>	<p>第7条（応援の体制）</p> <p>①応援事業者は、応援職員を派遣するときは、作業用工具、食糧、被服、資金、その他必要なものを携行する。</p> <p>②覚書第1条第3項の規定により、被災事業者より業者の派遣について要請があった場合は、応援事業者は職員とともに、応援に従事する業者（応援業者）等を派遣する。</p> <p>③応援職員、応援業者等は、応援である旨を記した応援事業者名入りの腕章等の標識を着用する。</p>	<p>第5条（物資等の携行等）</p> <p>①応援事業者は、協定第7条の規定により、応援活動のため派遣する職員（派遣職員）に被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させる。</p> <p>②派遣職員は、事業者名及び災害に係る応援活動に従事する旨がわかるように名札等を付ける。</p>	<p>第5条（物資等の携行等）</p> <p>①応援事業者は、協定第5条の規定により、応援活動のため派遣する職員（派遣職員）に被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させる。</p> <p>②派遣職員は、事業者名及び災害応援である旨を記した腕章等を着用する。</p>
	<p>第7条（受入れ体制）</p> <p>①被災事業体は、応援職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努める。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができる。</p> <p>②被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これを管理する。</p> <p>③被災事業体は、応援主管事業体に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供する。</p>	<p>第7条（受入の体制）</p> <p>①被災事業体は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意する。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができる。</p> <p>②被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これを管理する。</p> <p>③被災事業体は、応援主管事業体の求めに応じて、被災状況、復旧状況等の情報を必要の都度提供する。</p>	<p>第8条（受入れ体制）</p> <p>被災事業者は、応援事業者が応援活動を迅速かつ円滑に遂行できるよう、業務環境（業務スペース、駐車場等）や生活環境（宿舎、食糧等）を可能な限り確保しておく。</p>	<p>第7条（受入れ体制等）</p> <p>①被災事業者は、派遣職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、当該確保を応援事業者に求めることができる。</p> <p>②被災事業者は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理する。</p> <p>③被災事業者は、応援主管事業者に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供する。</p>	<p>第7条（受入れ体制等）</p> <p>①被災事業者は、派遣職員の宿舎、寝具、食事等の確保に努めるものとする。ただし、状況により、当該確保を応援事業者に求めることができる。</p> <p>②被災事業者は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理する。</p> <p>③被災事業者は、応援主管事業者に対し、被災状況、復旧状況等の情報を提供する。</p>

災害相互応援協定等の概要（細則）

経産局	関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内
	第8条（指揮命令系統） 被災事業体は、応援主管事業体に対し復旧作業の範囲を指示し、その範囲内の復旧活動は、応援事業体の責任で行うことを原則とする。	第8条（指揮命令体制） 被災事業体は、応援主管事業体に対し、復旧作業の範囲を明確に指示し、その範囲の復旧活動の実施は、応援事業体側の責任で行うことを原則とする。	第9条（指揮命令体制） ①被災事業者は、応援事業者に対し、復旧の範囲を明確に示し、その範囲内の応援活動の実施は、応援事業者側の責任で行うことを原則とする。 ②被災事業者は、情報連絡を一元化するため、災害が発生後、速やかに連絡調整責任者を定め、応援主管圏域又は自圏域の代表事業者に通知する。 ③応援業者等が行う応援活動における指揮命令等については、応援事業者の指揮命令体制下で行動する。	第3条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対して応援を要する緊急の復旧措置の範囲を指示し、応援事業者は、当該範囲内で応援活動を実施する。	第3条（指揮命令系統） 被災事業者は、応援主管事業者に対し応援を要する緊急の復旧措置の範囲を指示し、当該範囲内の復旧活動の実施は、応援事業者の責任で行うことを原則とする。
	第9条（応援期間及び服務） 応援職員の応援期間は、同一職員につき継続して1か月未満を原則とし、服務は、公務出張とする。	第10条（応援期間及び服務） 応援職員の応援期間は、同一職員に対して継続して1か月未満とし、服務は、公務出張とする。		第6条（応援期間及び服務） 派遣職員の応援期間は、同一の職員につき継続して1か月未満を原則とし、その服務は、公務による出張とする。	第6条（応援期間及び服務） 派遣職員の応援期間は、同一の職員につき継続して1か月未満を原則とし、服務は、公務による出張とする。
	第10条（幹事及び副幹事） 幹事及び副幹事は、当面、別表に定める順序により任期の期間を努める。ただし、特別の事情により、これにより難しい場合は、協定事業体で協議して定める。				
	第11条（情報の交換） ①協定書第11条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、協定事業体は、毎年6月末日までに幹事へ送付する。 なお、幹事は送付された情報を取りまとめ、協定事業体へ送付する。 （1）応援に関する連絡担当部課、責任者を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図 ②情報に変更が生じたときは、その都度、協定事業体はその情報を幹事へ送付する。幹事は送付された情報を取りまとめ、他の協定事業体へ送付する。	第13条（情報の交換） ①協定書第6条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、東海四県及び名古屋市の工業用水担当課長（甲）は、毎年4月末日までに愛知県の工業用水課長（乙）へ送付する。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付する。 （1）応援に関する連絡担当部課等を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図 ②情報に変更が生じた場合には、その都度、甲はその情報を乙へ送付する。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付する。	第12条（情報の交換） ①事業者は、応援を迅速かつ円滑に遂行できるように、相互の連絡体制及び資料を整理しておく。 ②事業者間の連絡体制は次のとおりとする。 （1）圏域代表事業者の連絡担当部課は別表のとおりとする。 （2）事業者は、覚書の実施に必要な情報連絡を行うため、担当部課及び担当責任者等の名簿を毎年6月1日現在で作成し、それぞれの圏域代表事業者に報告するものとする。報告を受けた代表事業者は、名簿を取りまとめ自圏域の事業者に通知するものとする。なお、変更が生じた場合も同様の取り扱いとする。 ③事業者は、施設位置図（取水場、浄水場、ポンプ場、配水池、工事事務所、営業所等）、管路図、施設台帳、資機材の備蓄状況等の資料を整理しておくとともに、被災を想定して保管場所を分散する等の対策を講じておく。なお、管網図等については、弁類、排水管等の位置を明示するとともに、可能な限り各地点の流水方向・水圧・流量等を明示しておく。 ④事業者ごとに施設の状況を勘案し、災害時に必要となる資機材を備蓄する体制を整備しておくものとする。	第9条（情報の交換） 協定第8条に規定する関係資料等の必要な情報は、次のとおりとする。 （1）応援に関する連絡担当部課及び責任者を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び交通路を明記した地図 （3）物資及び資機材の備蓄状況 ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定する。任期は2年とし、再任を妨げないものとする。 ③各協定事業者は、第1項に規定する関係資料を毎年5月末日までに幹事事業者へ送付する。 また、幹事事業者は、当該情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付するものとする。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ報告するものとし、幹事事業者は報告された情報を他の協定事業者へ報告する。	第9条（情報の交換） ①協定第6条に規定する関係資料等必要な情報は、次のとおり。 （1）応援に関する連絡担当部課及び責任者を記載した応援体制表（様式第3号） （2）連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図 （3）物資及び資機材の備蓄状況（様式第4号） ②前項の情報の交換を円滑に行うため、協定事業者の中から協議により幹事事業者を選定し、各協定事業者は、毎年5月末日までに当該情報を幹事事業者へ送付する。 ③幹事事業者は、前項の規定により送付された情報を取りまとめ、各協定事業者へ送付する。 ④協定事業者は、第1項各号の情報に変更が生じたときは、その都度、当該変更に係る情報を幹事事業者へ送付するものとし、幹事事業者は送付された情報を他の協定事業者へ送付する。
	第13条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業体で協議して定める。	第15条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体で協議して定める。	第15条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じた場合は、その都度関係事業者が協議して定める。	第13条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定める。	第12条（その他） この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定める。

災害相互応援協定等の概要（様式集等）

関東管内	中部管内	近畿管内	中国管内	四国管内																																																																																																																																																		
<p>細則第10条 別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順序</th> <th>幹事</th> <th>副幹事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>茨城県</td><td>東京都</td></tr> <tr><td>2</td><td>栃木県</td><td>千葉県</td></tr> <tr><td>3</td><td>群馬県</td><td>川崎市</td></tr> <tr><td>4</td><td>埼玉県</td><td>横浜市</td></tr> <tr><td>5</td><td>東京都</td><td>茨城県</td></tr> <tr><td>6</td><td>千葉県</td><td>栃木県</td></tr> <tr><td>7</td><td>川崎市</td><td>群馬県</td></tr> <tr><td>8</td><td>横浜市</td><td>埼玉県</td></tr> </tbody> </table>	順序	幹事	副幹事	1	茨城県	東京都	2	栃木県	千葉県	3	群馬県	川崎市	4	埼玉県	横浜市	5	東京都	茨城県	6	千葉県	栃木県	7	川崎市	群馬県	8	横浜市	埼玉県	-	<p>(応援主管圏等) (第3条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>被災圏域</th> <th>応援主管圏域</th> <th>応援副主管圏域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都府</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>京都府</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>大阪府</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>兵庫県</td> <td>和歌山県</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>大阪府</td> <td>京都府</td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>大阪府</td> <td>兵庫県</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 備考 本協定は、災害発生時の連絡協定である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>担当部署</th> <th>連絡先(電話番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災課</td> <td>防災課</td> <td>075-920-0200</td> </tr> </tbody> </table>	被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域	福井県	滋賀県	京都府	滋賀県	京都府	福井県	京都府	大阪府	福井県	大阪府	兵庫県	和歌山県	兵庫県	大阪府	京都府	和歌山県	大阪府	兵庫県	担当部署	担当部署	連絡先(電話番号)	防災課	防災課	075-920-0200	<p>第2条 (応援の要請等の手続) (実施細則) (再掲)</p> <p>「応援の要請先」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>被災事業者</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> <th>第4順位</th> <th>第5順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県内事業者</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>広島県企業局</td> <td>山口県企業局</td> </tr> <tr> <td>鳥取県内事業者</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> </tr> <tr> <td>岡山県内事業者</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> </tr> <tr> <td>岡山県内事業者</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> </tr> <tr> <td>山口県内事業者</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> </tr> <tr> <td>山口県内事業者</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>鳥取県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> <td>岡山県企業局</td> </tr> </tbody> </table> 	被災事業者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	鳥取県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	広島県企業局	山口県企業局	鳥取県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	山口県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	山口県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被災事業者</th> <th colspan="3">応援に関する調整の依頼先</th> </tr> <tr> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳島県</td> <td>香川県</td> <td>愛媛県</td> <td>高知県</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>愛媛県</td> <td>高知県</td> <td>徳島県</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>高知県</td> <td>徳島県</td> <td>香川県</td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>徳島県</td> <td>香川県</td> <td>愛媛県</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 上位の順位の協定事業者が被災事業者である場合は、次の順位の協定事業者に連絡を行う。</p>	被災事業者	応援に関する調整の依頼先			第1順位	第2順位	第3順位	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	香川県	愛媛県	高知県	徳島県	愛媛県	高知県	徳島県	香川県	高知県	徳島県	香川県	愛媛県																											
順序	幹事	副幹事																																																																																																																																																				
1	茨城県	東京都																																																																																																																																																				
2	栃木県	千葉県																																																																																																																																																				
3	群馬県	川崎市																																																																																																																																																				
4	埼玉県	横浜市																																																																																																																																																				
5	東京都	茨城県																																																																																																																																																				
6	千葉県	栃木県																																																																																																																																																				
7	川崎市	群馬県																																																																																																																																																				
8	横浜市	埼玉県																																																																																																																																																				
被災圏域	応援主管圏域	応援副主管圏域																																																																																																																																																				
福井県	滋賀県	京都府																																																																																																																																																				
滋賀県	京都府	福井県																																																																																																																																																				
京都府	大阪府	福井県																																																																																																																																																				
大阪府	兵庫県	和歌山県																																																																																																																																																				
兵庫県	大阪府	京都府																																																																																																																																																				
和歌山県	大阪府	兵庫県																																																																																																																																																				
担当部署	担当部署	連絡先(電話番号)																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
防災課	防災課	075-920-0200																																																																																																																																																				
被災事業者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位																																																																																																																																																	
鳥取県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	広島県企業局	山口県企業局																																																																																																																																																	
鳥取県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局																																																																																																																																																	
岡山県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局																																																																																																																																																	
岡山県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局																																																																																																																																																	
山口県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局																																																																																																																																																	
山口県内事業者	鳥取県企業局	鳥取県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局	岡山県企業局																																																																																																																																																	
被災事業者	応援に関する調整の依頼先																																																																																																																																																					
	第1順位	第2順位	第3順位																																																																																																																																																			
徳島県	香川県	愛媛県	高知県																																																																																																																																																			
香川県	愛媛県	高知県	徳島県																																																																																																																																																			
愛媛県	高知県	徳島県	香川県																																																																																																																																																			
高知県	徳島県	香川県	愛媛県																																																																																																																																																			
-	-	-		-																																																																																																																																																		
<p>様式第1号 (第3条関係)</p> <p>応援主管事業者 管理 者 年 月 日</p> <p>被災事業者 管理 者 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">応援要請書</p> <p>「中国地域における工業用水連通災害時の相互応援に関する協定書」第9条及び「中国地域における工業用水連通災害時の相互応援に関する協定実施細則」第2条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。</p> <p>記</p> <p>1 応援を要請する理由</p> <p>2 被災の状況、応援の内容等 別紙のとおり</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。</p>	<p>様式第1号 (第3条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>被災事業者 管理 者 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">応援要請書</p> <p>「中国地域における工業用水連通災害時の相互応援に関する協定書」第9条及び「中国地域における工業用水連通災害時の相互応援に関する協定実施細則」第2条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。</p> <p>記</p> <p>1 応援を要請する理由</p> <p>2 被災の状況、応援の内容等 別紙のとおり</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。</p>	<p>(様式1)</p> <p>年 月 日</p> <p>被災主管圏代表事業者 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">応援要請書</p> <p>近畿2府4県内の工業用水連通事業者の災害時の相互応援に関する覚書実施細則第4条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。</p> <p>記</p> <p>1 応援を要請する理由</p> <p>2 添付書類 ・応援要請書 (様式1-1)</p> <p>3 連絡先 担当課・係名 担当者 〒△△番地 E-mail: ①</p>	<p>様式第1号 (協定第9条及び(実施細則)第2条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>被災事業者 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">応援要請書</p> <p>「中国地域における工業用水連通災害時の相互応援に関する協定書」第9条及び「中国地域における工業用水連通災害時の相互応援に関する協定実施細則」第2条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。</p> <p>記</p> <p>1 応援を要請する理由</p> <p>2 被災の状況、応援の内容等 別紙「応援要請書」のとおり</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。</p>	<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>被災事業者 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">応援要請書</p> <p>四国4県における工業用水連通災害時の相互応援に関する協定実施細則第2条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。</p> <p>記</p> <p>1 応援を要請する理由</p> <p>2 被災の状況、応援の内容等 別紙のとおり</p> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。</p>																																																																																																																																																		

【参考資料Ⅱ 資機材等の記載例・様式】

1. 記載例

区分	品名	種別	口径	形状・寸法・塗覆装・使用管種等	数量	備考 (単位)
直管	鋼管	STW400A t=6mm	600	L=5m 外面:ポリウレタン被覆 内面: タールエポキシ樹脂塗装	2	
直管	鋼管	SGP 白管 t=6mm	500	L=5m STW400A 亜鉛めっき	2	
直管	ダクタイル鋳鉄管	K形 1種(D1)	700	L=6m	1	
直管	ダクタイル鋳鉄管	K形 PF種(DPF)	700	L=6m	1	
直管	PCコンクリート管		700	L=4m	1	
異形管	鋼異形管	曲管 STW400A t=6	700	22° 1/2 F29 内面:タールエポキシ 樹脂塗装	2	
異形管	鋼異形管	曲管 22° 1/2 t=6	700	SUS製	2	
異形管	ダクタイル鋳鉄異 形管	K形 短管1号	500		3	上水共用
異形管	ダクタイル鋳鉄異 形管	K形 曲管 45°	500		1	
異形管	ダクタイル鋳鉄異 形管	K形 T字管	500	d=500mm	1	
異形管	ダクタイル鋳鉄異 形管	K形 継ぎ輪	500		1	
異形管	ダクタイル鋳鉄異 形管	0.74MPa RF形 フ ランジ蓋	500		1	
付属設備	仕切弁	10K	150	FCD スルース弁	3	
付属設備	空気弁	7.5K	100	FCD ソフトシール弁	2	上水共用
付属設備	空気弁	10K 双口 急速	100	FCD フランジ形	2	上水共用
付属設備	マンホール鉄蓋	鉄蓋 丸形 空気弁 用	600	FCD 枠付 親子蓋 人孔鉄蓋	5	
付属設備	離脱防止押輪	K形	600	T頭ボルト・ナット, ゴム輪 セット品	5	セット
付属設備	補修弁	0.7MPa 副弁	150	FCD ボールキャップ式 空気弁用	1	上水共用
補修品	漏水補修金具	0.74MPa DIP用 直管部 二つ割	800	直管用 ドレッサー形	1	
補修品	漏水補修金具	0.74MPa SP用 直管部 二つ割	800	SS 直管用 ドレッサー形	2	
補修品	漏水補修金具	0.74MPa SP用 接合部 t=6mm	800	継手部 フクロジョイント	2	
補修品	漏水補修金具	7.5K DIP・SP用 接合部 t=8mm	800	継手部 DIP・SP共用 リベアジョイント	1	
補修品	鋼短管	SP用 短管 漏水補 修 t=6mm	150	L=1m	1	
補修品	内面補修金具バン ド	DIP用 接合部	1,000	継手部用	1	
その他	オイルマット			BL-65 オイルマット	5	
その他	発電機			100V 2KVA 発電機	1	台
その他	配水ポンプ			エンジンポンプ 3.5h	1	台
その他	ダクタイル鋳鉄管 防食材	ポリエチレンス リーブ	100		5	
その他	ダクタイル鉄管用 接合部品	K形 ゴム輪	700		2	
その他	ダクタイル鉄管用 接合部品	K形 押輪	500		1	
その他	ダクタイル鉄管用 接合部品	K形 ボルト・ナット	500	T頭ボルト	50	セット

注): t=管厚(mm)、d=分岐管径(mm)

2. 様式

区分	品名	種別	口径	平成	年	月	日	現在	備考 (単位)
				形状・寸法・塗覆装 ・使用管種等				数量	
直管									
直管									
直管									
直管									
直管									
異形管									
異形管									
異形管									
異形管									
異形管									
付属設備									
付属設備									
付属設備									
付属設備									
付属設備									
補修品									
補修品									
補修品									
補修品									
補修品									
その他									
その他									
その他									
その他									
その他									

注): t=管厚(mm)、d=分岐管径(mm)